

修学支援新制度を新たに申請しない学部生

③新制度対象外 学部生用しおり (令和7年度前学期授業料免除・徴収猶予)

高等教育の修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)の申請対象外に該当し、災害による被災学生のために授業料免除を申請する場合または授業料の徴収猶予を希望する場合は、本しおりのとおり手続きを行ってください。申請は免除か徴収猶予のいずれか一つで、同時に複数申請することはできません。

1. 対象者

申請を希望する制度に該当しているかを確認してください。

◆被災による授業料免除を申請する者(以下、①②すべてを満たす者)

- ① 被災学生である者
- ② 修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)の各基準を満たしていない等の理由により新たに申請しない者

※修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)の申請基準については、「②新制度 新規申請者用しおり」を確認してください。

※令和7年度前学期授業料免除の対象とならない給付奨学生かつ被災学生である場合、被災学生として大学独自制度の支援を受けられる場合があります。令和7年4月以降、対象となる被災学生がいるかどうかの調査を大学が行い、対象者に必要な手続きについてお知らせします。

◆授業料の徴収猶予を申請する者

授業料免除申請は行わず、授業料徴収猶予や分割での納入を希望する者

※修学支援新制度の支援を受けたことがある給付奨学生(奨学金支給停止中を含む)は、本しおりの対象外です。『①新制度 給付奨学生用お知らせ』を確認してください。

※令和7年度前学期授業料免除の対象とならない給付奨学生は、大学独自制度の授業料徴収猶予の申請が可能です。令和7年4月以降、対象者に必要な手続きについてお知らせします。

2. 申請手順

以下の手順で申請を行ってください。

① 申請書類の作成

申請に必要な書類(様式)は本学のホームページに掲載しています。

茨城大学 HP>在学生向け情報>経済的支援制度>申請書案内・申請様式のダウンロード(学費免除/徴収猶予) ➡「③令和7年度学部在学生で、修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)が申請対象外である者」の項目(本学所定様式)から確認をしてください。

https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicsupport/shinsei_exemption/index.html

② 書類の提出



●提出期限

令和7年2月28日(金)厳守

※ 郵送で提出する場合は、2月28日(金)必着

② 書類の提出

●提出書類

以下、『3. 提出書類について』を確認してください。

●提出先

《窓口に出す場合》

水戸地区: スチューデントライフサポート室 平日 8:30~17:00

日立地区: 工学部学務グループ 平日 8:30~17:00

阿見地区: 農学部学務グループ 平日 8:30~17:00

※大学休業日は窓口業務を行っておりません。休業日等は大学 HP にてご確認ください。

《郵送で提出する場合》

〒310-8512 水戸市文京2-1-1 茨城大学スチューデントライフサポート室 宛

「令和7年度前学期授業料免除申請書類在中」と封筒の表に朱書きしてください。

※郵送の場合、配達記録が残る簡易書留又はレターパックライトを使用してください。

(書類が到着しているかどうかのお問合せには回答いたしません)

※郵送で提出する場合であっても、期限内必着とします。

3. 提出書類について

※被災による授業料免除と授業料の徴収猶予申請の書類はほぼ共通しているため、下の書類を揃えて、提出してください。

※**本学所定様式は、大学ホームページに掲載しています(掲載先は 2.申請手順 ①を参照)。**

対象	提出書類
全員	様式 C: 提出書類チェック票
全員	様式 006: 2025年度茨城大学独自学費免除(または徴収猶予)申請書
全員	生計維持者(父・母)の(非)課税証明書(原本) ※令和6年度(令和5年分)の証明書を発行してください。 ※ 当該年度の所得がなく課税されていない場合は、非課税証明書を発行してください。
全員	生計維持者(父・母)の世帯全員分の住民票(原本) ※令和7年1月1日以降に発行されたもの ※ 『この写しは世帯全員分の住民票の原本と相違ないことを証明する』と記載されている住民票を提出してください。 ※申請者本人又は就学中の兄弟姉妹が住民票を異動させている場合は、申請者本人又は就学中の兄弟姉妹の住民票は提出不要です。
全員	様式 011: 授業料免除状況確認書
該当者のみ (被災学生)	※被災学生の者は、次のいずれかを提出 ・罹災証明書のコピー ・被災証明書のコピー ・届出避難場所のコピー ・除籍証明書のコピー 【参考】被災学生については、下記をご確認ください。 被災学生に対する授業料免除 茨城大学 (ibaraki.ac.jp) 
該当者のみ (生計維持者が死亡)	※2024年10月1日以降に生計維持者が死亡した者は、次のいずれかを提出 ・戸籍謄正本の除票 ・住民票の除票 ・死亡届の写し

4. 被災学生について

修学支援新制度(JASSO 奨学金)の対象外となる被災学生に対し、本学独自の学費免除制度を設けています。

下記の(1)(2)いずれかに該当する学生が、被災学生として免除申請を行うことができます。

下記に該当しない被災や海外の災害による被災は申請対象外です。

(1) 平成 23 年 3 月以降に指定された災害救助法の適用地域において、地震、台風等の災害により被災した場合で、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 主たる家計支持者が居住する自宅家屋が、全壊・大規模半壊・半壊・流失した場合

イ 主たる家計支持者が災害により死亡又は行方不明である場合

(2) 居住地が福島第一原子力発電所事故による帰宅困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域にある場合

◎災害救助法適用地域については、内閣府 HP の災害救助法の適用状況をご確認ください
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

提出書類について

罹災状況	提出書類
主たる家計支持者が所有する家屋が、全壊・大規模半壊・半壊・流失した場合	「罹災証明書」のコピー
主たる家計支持者が災害により死亡または行方不明である場合	「死亡または行方不明を証明する書類」のコピー (除籍証明書等のコピー)
居住地が福島第一原子力発電所事故による帰宅困難区域、居住制限区域または避難指示解除準備区域に指定された方	「罹災証明書」のコピーまたは「被災証明書」のコピー、届出避難場所証明書のコピー

5. 被災学生の授業料免除について

被災学生は家計基準のみで判定されます。なお、修業年限超過者は選考の対象とはなりません。

本学では、申請者自身が免除の適格について確認できるよう「課税証明書」の市町村民税所得割額に基づいた、家計基準を採用しております。具体的には、保護者等(原則として父・母)の市町村民税所得割額の合算額を下記の「所得割額段階表」に基づき段階的に分けた後、「判定基準表」に基づいて免除判定を行いますので、ご自身がどのカテゴリーに入るのか「判定基準表」をよく確認し、免除の申請をしてください。

【所得割額段階表】

基準	所得割額(父・母の合算額)
I	0 円
II	100 円～ 51,300 円未満
III	51,300 円～102,600 円未満
IV	102,600 円～154,500 円未満
V	154,500 円～304,200 円未満

※政令指定都市に居住している場合は、税源移譲前の金額を使用します。

【判定基準表】

学種	授業料免除適格者		
	全額	半額	1/4 額
被災学生	I	II～V	

6. 授業料徴収猶予について

授業料徴収猶予には「延納」と「月額分納」があり、「延納」は支払期限を一定期間まで延長することができ、「月額分納」は半期分の授業料を月割で納めることができる制度です。

家計基準および学力基準で判定されます。それぞれの基準を満たさなければ適格者となりません。

本学では、申請者自身が徴収猶予の適格について確認できるよう「課税証明書」の市町村民税所得割額に基づいた、家計基準を採用しております。具体的には、保護者等(原則として父・母)の市町村民税所得割額の合算額を下記の「所得割額段階表」に基づき段階的に分けた後、「判定基準表」に基づいて免除判定を行いますので、ご自身がどのカテゴリーに入るのか「判定基準表」をよく確認し、徴収猶予の申請をしてください。

(1) 学業成績について

前年度までの成績を対象に、以下の基準を満たす必要があります。

学業等の基準(ア、イのいずれかに該当)	
ア	GPA(平均成績)が、所属学部の学科または課程において上位 1/2 の範囲に属すること
イ	修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、本学の定める方法により確認できること

ただし、下記の「廃止」のいずれか、または「警告」のいずれかの事項に連続して該当した場合は、授業料免除はその時点で廃止され、復活することはありません。

区分	学業成績の基準	
廃止	1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の5割以下であること
	3	履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
	4	次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	1	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の6割以下であること(「廃止」の区分「2」に掲げる基準に該当する者を除く)
	2	GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
	3	履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること(「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く)

【標準修得単位数】

学年	単位数
2	31
3	62
4	93

※学年は 2025 年 4 月時点の学年です。

(2)家計状況について

【所得割額段階表】

基準	所得割額(父・母の合算額)
I	0 円
II	100 円～ 51,300 円未満
III	51,300 円～102,600 円未満
IV	102,600 円～154,500 円未満
V	154,500 円～304,200 円未満

※ 政令指定都市に居住している場合は、税源移譲前の金額を使用します。

【判定基準表】

学種	徴収猶予適格者
学部生	I ～ V

7. 結果通知について

申請した授業料免除(徴収猶予)の結果については、令和7年6月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から結果を通知します。

※申請者は免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。

※申請する学期の途中で休学や退学等を予定している者は申請できません。授業料の免除申請後に休学、退学が決定した場合は、至急スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

8.留意事項

- 手続きは、必ず学生本人が行ってください。
- 書類の記入は、黒色ボールペンで記入してください。(消せるペンは使用不可)
申請書類の記入を誤った場合は、二重線で取消のうえ、余白に丁寧に書き直してください。(修正液や修正テープ使用不可)
- 提出書類は提出前にコピーか写真を撮って控えを残してください。
- 提出書類に関して不備等がある場合には、本人の携帯電話または大学から付与したメールアドレスに連絡する場合があります。着信がありましたら必ず応答をお願いいたします。連絡未確認により生じる不利益には応じられませんのでご注意ください。
- 授業料免除申請は年2回(前学期及び後学期)の申請が必要です。学期毎の案内に従って手続きを行ってください。
- 申請期限は厳守となり、期限後の申請は、受理いたしません。
- 虚偽の内容を申告した場合は「申請取り消し」になります。また、免除結果通知後に、虚偽の事実が判明した場合も、「申請取り消し」により免除結果無効といたします。
- 申請書類の記入内容及び提出書類の情報は、学生の経済支援を目的とした業務にのみ利用します。

9. 問合せ先

スチューデントライフサポート室 E-mail : shien_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

※内容や説明資料を確認したうえで、不明点をスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。

※お問い合わせは必ず奨学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。

※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。

※メールの対応は大学の営業日となります。

※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、申請期限に余裕をもってお問合せください。